

手書きで法的に有効な
遺言書が書ける

相続で もめないための

遺言書に同封する
愛する人への手紙用紙つき

もめないための

遺言書

監修／澤田有紀
(弁護士)



- 遺言書用紙
（コピー不可）… 4枚
- 手紙用紙 … 3枚
- 保管台紙 … 1冊
- 封筒 … 1通
- 相続整理ノート … 1冊
- 相続対策ガイド … 1冊

この一式で、死後のもめごとは避けられます



相続対策ガイド

澤田有紀 監修

はじめに

あなたにもしものことがあったとき、遺される家族を考えて、不安に思うことはありませんか？

あなたの亡き後、家族が経済的に行き詰つたり、遺産相続をめぐつて争いを起こしたりする心配はないでしようか？

「うちの家族にかぎって……」「私はたいした財産もないから」などと、のんびりかまえていては問題です。あなたの死と同時に相続が開始し、遺族はすぐにさまざまな手続きをしたり、相続の分割協議をしたりしなければならないのです。

たとえ、仲のよい家族であっても、相続の話し合いの中で、ちょっととしたことをきっかけに話がこじれてしまうこともあります。

私が弁護士として関わるのは、そんな相続問題ばかりです。

子どもたちや親戚の間にもめごとが起きて、どうにもならなくなつた「争続問題」に出合うと、「せめて遺言書をきちんと遺してくれていれば」とつねに思います。家族を思う気持ちを形として残すために、自分の死後の財産分割を指示した遺言書を書くことは、簡単でしかも有効な相続対策となるのです。

いつかはやつてくる人生の最期に備えて、その後の家族の暮らしについて、きちんと考えてみませんか。今までの人生を総括するつもりで、財産や生活の整理をしてみましょう。そして、どのように財産を遺すのか、自分が亡き後、どのようにしてほしいのかといったメッセージを家族に伝えるために、今までできる準備をはじめるをおすすめします。

澤田有紀（弁護士）

PART 1 相続の基礎知識

◆あなたが亡くなつたとき、遺された家族はどうなるの？ 4

◆諸手続きとスケジュール 6

◆遺言書がないと相続はどうなる？ 8

◆すべての相続人を確認する 10

◆誰がどのように相続をするの？ 12

◆相続財産を把握する 18

◆どのような形で相続をするのか 20

◆財産はどうに分ければいいの？ 22

◆遺言書で「争続」を避けよう 24

◆相続税を把握する 28

◆相続税がかかる財産とは？ 30

◆相続税が発生するときは？ 32

◆相続人への贈与 48

◆相続対策とボイント 44

◆特別受益者と寄与者 46

◆相続税への贈与 48

◆相続税がかかる財産とは？ 50

◆相続税が発生するときは？ 52

◆相続人への贈与 48

◆相続税への贈与 48

◆相続税がかかる財産とは？ 50

◆相続税が発生するときは？ 52

◆相続人への贈与 48

◆相続税への贈与 48

◆相続税がかかる財産とは？ 50

◆相続税が発生するときは？ 52

◆相続人への贈与 48

◆相続税への贈与 48

◆相続税がかかる財産とは？ 50

◆相続税が発生するときは？ 52

◆相続人への贈与 48

◆相続税への贈与 48

◆相続税がかかる財産とは？ 50

◆相続税が発生するときは？ 52

◆相続人への贈与 48

◆相続税への贈与 48

◆相続税がかかる財産とは？ 50

◆相続税が発生するときは？ 52

◆相続人への贈与 48

◆相続税への贈与 48

◆相続税がかかる財産とは？ 50

◆相続税が発生するときは？ 52

◆相続人への贈与 48

◆相続税への贈与 48

◆相続税がかかる財産とは？ 50

◆相続税が発生するときは？ 52

◆相続人への贈与 48

◆相続税への贈与 48

◆相続税がかかる財産とは？ 50

◆相続税が発生するときは？ 52

PART 1**相続の基礎知識**

あなたが亡くなつたとき、遺された家族はどうなるの？

死後、遺された家族はさまざまな手続きや準備をしなくてはなりません。

●相続の開始

家族が亡くなると、遺族は悲しみの中にありながらも、さまざまな手続きや債務（葬儀の準備など）に追われることがあります。「亡くなつた人は「被相続人」、遺された家系は「相続人」となり、その時点から相続が開始します。

相続というと、「資産だけが考えればいいこと」と思われがちですが、そんなことはありません。とりたてて資産がないとしても、諸般の手続きは必要です。このとき、被相続人が生前にどれだけ準備をしていたかによって、相続の手間は大きく変わります。
もしも世帯主であるあなたが、突然亡くなつた場合、遺された家族の精神的、物理的な負担は大きなものとなるでしょう。遺族の負担を軽減し、不要な争いを避けるためにも、事前の準備がとても重要になるといえます。

●相続開始後の注意

被相続人名義の銀行口座は、名義人の死亡が金融機関に伝わるとすぐに凍結されるので、注意が必要です。これは、相続が確定しないうちに家族が預金を引き出すなどのトラブルを防ぐ意味もあります。

医療費や葬儀の準備など、直後に諸費用が必要となるので、遺族はある程度の現金を確保しておくとよいでしょう。被相続人がすべてを管理し、家族がメインバンクしか知らないようでは、後々困ることになります。
会費を払い続けたりしないようクレジットカード、スボーツクラブなどの解約も必要です。解約すべきものはわかりやすいように、「一覧にしておくと便利。使っていない口座やカードなど、不要なものはこれを機会に見直して、整理するのもよいでしょう。

●健康保険の手続き

亡くなつた人が、国民健康保険以外の健康保険（健康保険組合、政府管掌保険、共済組合）などの加入者の場合は、標準報酬月額の1ヶ月分（最低10万円）の理葬料が支給されます（政府管掌保険の加入者の場合は5万円）。社会保険事務所、または勤務先が加入している健康保険組合に申請して下さい。

遺族が故人の扶養者だった場合は保険がなくなつてしまします。遺族は居住地の自治体で、国民健康保険の加入手続きが必要です。

故人が国民健康保険の加入者や、その扶養家族だった場合も、葬儀費用として一定額が支給されます。金額は自治体により異なります。居住地の国民健康保険課に問い合わせ、申請をします。
健康保険による埋葬料、葬儀費用の申請は、どちらも死亡後2年以内に行います。

●年金の手続き

亡くなつた人が年金を受け取っていた場合は、死後10日以内に受給停止の手続きを行います。遺族が停止せずになに年金を受け取り続けた場合、その事実がわかつた時点で、全額を一括で返却しなければなりません。

遺族は故人の年金により、年金や一時金を受け取れます。被保険者、遺族の条件により給付金は異なります。

年金の被保険者	遺族が受給できる年金・給付金
国民年金第1号被保険者 (自営業、自由農、農林漁業者とその配偶者、学生)	● 遺族基礎年金、寡婦年金、死亡年金のいずれかひとつ
国民年金第2号被保険者 (厚生年金、共済年金加入者)	● 遺族厚生年金 ● 遺族基礎年金、または中高齢寡婦加算
第3号被保険者 (第2号被保険者の配偶者)	なし
老齢基礎年金受給者	● 遺族基礎年金
老齢厚生年金受給者	● 遺族厚生年金 ● 遺族基礎年金、または中高齢寡婦加算

諸手続きとスケジュール

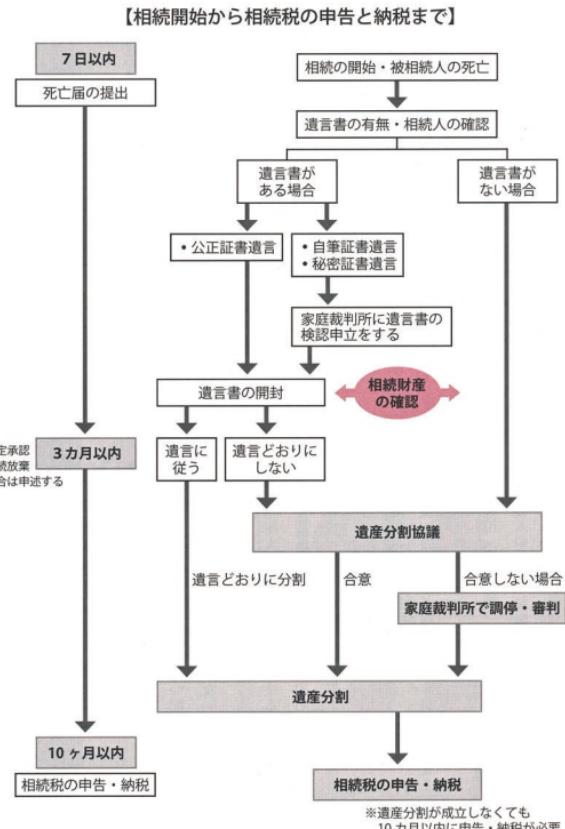
相続のスケジュールをおさえておきます。

●運転免許やバスポート

故人が持っていた運転免許は、原則としては死亡とともに警察署に返却します。バスポートは各都道府県の旅券課に返却するか、無効の手続きをとります。どちらも有効期間が過ぎれば無効になりますが、なくしたりして悪用されないよう、注意が必要です。

自営業者は
確定申告を！

故人が自営業者などで確定申告をしていた場合は、亡くなった日から4ヶ月以内に、遺族が「準確定申告」をします。その年の1月1日から死亡までの故人の所得から所得税を計算、所轄の税務署に申告、納税します。



遺言書がないと相続はどうなる？

備えがなければ、原則として法定相続になります。

● 遺言書の有無

人が亡くなったとき、遺言書があるかどうかによつて、
その相続は大きく変わってきます。相続では、「遺言は法
定相続よりも優先される」ためです。

逆に遺言書がないときは、民法で定めた「法定相続」
に従つて、相続人と分け方が決まります。ただし、法的
に権利のある相続人全員が合意すれば、法定相続とはち
がつた分け方をすることも可能です。

ただ単純に「法律どおり」とはいつても、簡単なこと
ではありません。どれだけの財産があるのかがわからな
い、相続人全員がなかなか把握できないなど、さまざま
な問題が起こるケースがあり、相続の手間は煩雑になり
がちです。身内で争いが起こるという事態を避けるため
にも、遺言書を遺すことは大切です。

● 法定相続人とは？

法律によつて相続の権利を持つ配偶者や子などを、法
定相続人といいます。遺言書がない場合は、法定相続人
が法定相続の割合に従つて相続することになります。

法定相続人でつねに相続人になるのは、配偶者相続人
(被相続人の配偶者)です。くわえて、血族相続人として、
子どもや親、兄弟などがおり、第1順位から第3順位が
あります。

● 第1順位（直系卑属）

被相続人の子ども（嫡出子・非嫡出子、養子、胎児）。
代襲相続の孫、ひ孫など。

● 第2順位（直系尊属）

被相続人の父母。父母がいない場合は祖父母。
代襲相続人の兄弟姉妹。代襲相続の甥、姪。

● 第3順位（兄弟姉妹）

被相続人の兄弟姉妹。代襲相続の甥、姪。

